様式第２

国立公園オフィシャルパートナーシップ締結書

一般社団法人ナショナルパークスジャパン（以下「甲」という。）と環境省（以下「乙」という。）は、国立公園オフィシャルパートナーシッププログラム実施規約に基づき、本パートナーシップを締結します。

（目的）

第１条　本パートナーシップは、甲と乙とが相互に協力し、日本が世界に誇る国立公園の美しい景観と、国立公園に滞在する魅力を世界に向けて発信することや国立公園の保護と利用に関する取組を行うことにより、国内外からの国立公園利用者の拡大、人々の自然環境の保全への理解の深化及び国立公園の保護と利用の好循環を生み出し、国立公園の所在する地域の活性化につなげることを目的として締結します。

（取組の内容）

第２条　甲は、前条の目的に沿って、次の事項を実施します。

（１）国立公園特化型の予約・物販サイトを構築し、認定宿泊施設・アクティビティ・地域産品等の情報発信と販売を行うとともに、その事業収益を国立公園の自然保護・野生生物保全に充てるマネタイズスキーム（循環型モデル）の構築。

（２）「National Park. Style」ブランドを活用し、前号の認定にも用いるロゴマークの使用料・ライセンス料等の一部を、全国の国立公園の自然保護活動に充てる資金循環の仕組みの構築。

（３）安全性・環境配慮を基準としたアクティビティ認定制度を設計し、国立公園で提供されるアクティビティの適正化と質の向上化。

（４）外来魚やシカ・イノシシ・クマ等の野生鳥獣を原料としたペットフード等のジビエ商品を開発、その事業収益による猫シェルターの整備や猫の里親支援、絶滅危惧種保全活動等の支援。

（５）奄美群島の与路島におけるクリーンエネルギーの導入拡大及び脱プラスチック・ごみゼロを目指した資源循環の仕組み構築並びに自然豊かな閉鎖性の高い島嶼環境を活かした「サステナブルアイランド構想」の実証的な取組。

（６）与路島における野良猫の TNR 及び一部個体の終生飼育の取組、希少種を含む野生生物の定点調査及び野良猫問題の解決による生態系への影響把握並びに全国の国立公園等への横展開可能なモデル構築。

２　乙は、甲が前項の取組を行うに当たり必要な情報の提供等の支援を行うとともに、同取組につき環境省ホームページ等を通じ積極的な広報を行います。

（協議の見直し）
第３条　甲又は乙のいずれかが、前条の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとします。

（期間）
第４条　この協定の有効期間は、締結日から令和 12 年 12 月 31 日までとします。

（疑義の協議）
第５条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとします。

以上、この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名又は押印の上、各自１通を保有するものとします。

令和８年１月１日

甲：　北海道川上郡弟子屈町川湯温泉２丁目２－６
一般社団法人ナショナルパークスジャパン
代表理事　　山内　絢人

乙：　東京都千代田区霞が関１－２－２
環境省
環境大臣　　石原　宏高